

議事要旨(6) 試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」のコメントについて

小賀坂専門委員より、試案に対するコメントが団体等 115 社、個人 36 名の合計 151 通、寄せられたことが報告された。

また、コメント対応の方向性として「(1)貸貸借処理に準じた処理の削除に関する事項」と「(2)試案に対する個別項目に対するコメント」に区分し、(1)についてはこれまでの審議を踏まえて企業会計基準委員会で検討し、(2)については専門委員会で検討することが説明された。

引き続き、審議事項(6)に基づき、主なコメントの概要と事務局の対応案が説明された。これについての委員からの主な意見は以下のとおりである。

- 審議事項(6) 7)指針 79 項、80 項の土地およびソフトウェアの取扱いについて
 

審議事項(6)では、土地については専門委員会では取り上げる必要がないという意見が多かった旨、ソフトウェアについては取り上げない旨が記載されているが、土地については、作成者にとって実務上の取扱いが困難になる可能性がある。また、人件費等の複合的な要素が含まれるリース取引についても、同様の問題があるとの意見があった。

これに対し事務局として下記の回答を行った。

  - 適用指針では、会計基準の対象となるもののうち典型的なリースを取り扱っている。土地や複合的な要素を含むリースの取扱いについて、試案では詳細が記載されていないが、現状行われている処理を変更する意図はない。
  - 土地に関しては、土地そのものの取扱いより、建物と組み合わせた場合の区分の方法などが論点になっていると考えている。上記の意見を踏まえ、事務局で検討する。
- 複合的な要素が含まれる取引について
 

複合的な要素が含まれる取引をスコープ外とすることについてのコメントの有無が確認されたが、これに関するコメントは 151 通の中には無かったことが事務局から回答された。
- 審議事項(6) 1)「実質は貸貸借である」という意見について
 

「実質は貸貸借である」という意見については、会計処理として売買取引として扱うべきものを「貸貸借である」と主張しているのであり、事務局の対応案に同意するとの意見があった。
- 審議事項(6) 10)について
 

『同一グループ(例えば、自動車)のリース契約が多数あった場合において、判定上貸貸借処理が可能な件数が《75%(仮)》以上あった場合には、新たに「同一グループの重要性の判断基準」を設け、同一グループ全体につき「貸貸借処理」を可能にすべき』という意見に対しては事務局の「90%などの形式基準を用いているのは、実務の便宜のためであり、その線の上下で結果が変わりうることは、止むを得ないものとする。」という対応案に同意するとの意見があった。

以 上